

山形のうまいもの

商品開発

支援事業費補助金

申請受付中!

事前相談期限

5/17

申請期限

5/31

1. 申請要件

※詳細は、「交付要綱」及び「募集要領」をご覧ください。

| | |
|--------|---|
| 事業者要件 | <ol style="list-style-type: none">1.山形県内に主たる事業所を有すること2.次のいずれかの事業者であること<ol style="list-style-type: none">(1)農林漁業者(2)農林漁業者又は農林漁業者の委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者(3)(1)又は(2)と連携する卸売業者又は小売業者 <p>※過去3年以内に2回以上「山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金」または「山形県県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金」の交付決定を受けている場合は補助対象外となります。</p> |
| 商品要件 | <ol style="list-style-type: none">1.原材料に県産農林水産物を使用すること2.補助金の交付決定後、令和7年2月28日までに商品を完成（試作品の完成又は販売までをいう。）すること ※交付決定前の商品開発（事前着手）は認められません。3.商品の最終製造（実施主体が卸売業者又は小売業者である場合は、商品の委託製造）を県内で行うこと |
| 事業計画要件 | <ol style="list-style-type: none">(1)農林漁業者の場合 補助事業完了後3年目の商品の販売額が、現状と比較して1.2倍以上になる事業計画であること(2)食品製造業者 又は (3)卸売業者又は小売業者の場合 補助事業完了後3年目の商品の販売額が、補助事業完了後2年目と比較して1.2倍以上になる事業計画であること |
| その他要件 | <ol style="list-style-type: none">1.令和6年5月31日までに事業計画策定支援者より商品開発にかかる助言・指導（事前相談）を受けること（裏面「3. 申請の流れ」参照）2.補助金を受けて完成した商品について、山形県知事の指定するコンテストに出品すること |

2. 補助金の額

補助対象経費の1/2に相当する額（**上限50万円**）

ただし、既存商品のパッケージの改良のみの場合は**上限20万円**

補助対象経費

- (1) 研修費 講師に支払う謝金・旅費、会場使用料、通信運搬経費、資料運搬費、消耗品費
- (2) 調査検討費 市場調査にかかる公共交通機関利用料金・宿泊費等・他社商品購入費・通信運搬費・消耗品費、研修受講費、市場調査を委託する場合の委託料
- (3) 新商品開発費 技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料

3. 申請の流れ

【交付要綱】及び【公募要領】
その他詳細はこちらから



(1) 申請書類の作成

- ①事業計画書の提出文書（公募要領:様式第1号）
- ②事業計画書（交付要綱:様式第1号）
- ③製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
- ④その他計画の説明資料（任意様式）
- ⑤環境保全型農業により生産された県産農産物を使用する場合は、認定証の写し

(2) 事業計画策定支援者による助言・指導（事前相談）の申し込み

- 申し込み先 やまがた食産業クラスター協議会 【担当】佐藤（博）
電話番号 023-679-5081
メールアドレス food3@y-cluster.jp
- 申し込み期限 **令和6年5月17日（金）** ※申請書類をメールで提出すること。

(3) 事業計画策定支援者による助言・指導（事前相談）の実施

- 実施日 **令和6年5月20日（月）から
5月31日（金）までの期間中**
※（2）申し込み状況に応じて、やまがた食産業クラスター協議会より実施日時と会場についてご案内します。

(4) 申請書類の提出

- 提出先 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号
山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 【担当】石川
電話番号 023-630-3076
メールアドレス ishikawahan@pref.yamagata.jp
- 提出期限 **令和6年5月31日（金）17時**

(5) 事業計画審査

提出された事業計画について、県が設置する審査会において審査を行い、令和6年度予算の範囲内で事業計画の採択または不採択を決定します。
審査の結果について、7月上旬（予定）に申請者住所あて郵送で通知します。
※審査会では、事業計画内容の具体性、販売戦略、県産農林水産物の普及拡大及び地域への波及効果等を総合的に審査します。
※審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じかねます。

(6) 交付申請書の提出

採択の通知を受け取った事業者は、交付要綱に基づき補助金の交付申請書を提出してください。

- 提出先 (4) と同じ
- 提出期限 **令和6年7月12日（金）17時**

提出された交付申請書に基づき、補助金の交付決定を行います。
交付決定について、7月下旬（予定）に申請者住所あて郵送で通知します。

4. 交付決定後

| R6 | | R7 | | | | |
|--------|--------|-------|-------------|------------|---------|--------------------------|
| 7月下旬 | 8月~12月 | 1月~2月 | 2月28日 期限 | 3月8日 期限 | ~3月末 | 4月 |
| 事前着手禁止 | 交付決定通知 | 商品開発 | | 商品完成 | 実績報告書提出 | 書面審査 補助金額の確定 補助金交付 |

お問い合わせ先
農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
主事 石川 花
電話番号：023-630-3076
メール：ishikawahan@pref.yamagata.jp